

佐倉市契約事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が契約を締結する工事、製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約（公有財産に係るものを除く。以下同じ。）に係る入札及び契約締結の事務に関し、法令及び佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当課 一般競争入札及び指名競争入札に係る入札の執行及び契約の締結に関する事務等を所掌する課をいう。
- (2) 事業担当課 事業の執行並びに随意契約に係る見積徴取及び契約の締結に関する事務等を所掌する課をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、財務規則において使用する用語の例による。

(事業の執行)

第3条 事業を執行するときは、執行伺の起案に次に掲げる事項を明記し、当該事業に関する設計又は積算の根拠となる図書類を添付し、市長（財務規則第3条に定める専決者を含む。以下同じ。）の承認を得なければならない。

- (1) 事業名
 - (2) 事業場所
 - (3) 事業期間
 - (4) 当該事業に係る予算科目及び予算額
 - (5) 継続費、繰越明許費、債務負担行為又は長期継続契約のときは、その旨
 - (6) 設計金額
 - (7) 契約の方法
 - (8) 契約の方法が一般競争入札又は指名競争入札であるときは、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適用の有無
 - (9) 契約の方法が指名競争入札又は随意契約であるときは、その契約方法を採用する理由
 - (10) 契約の方法が随意契約であるときは、見積徴取業者及びその選定理由
 - (11) 契約の方法が随意契約で、1者から見積書を徴取するときは、その理由（財務規則第142条第1項第3号の場合を除く。）
 - (12) 契約の方法が随意契約で見積書の徴取を省略するときは、その理由
 - (13) その他事業を執行するに当たり必要となる事項
- (競争入札参加資格者名簿)

第4条 市長は、財務規則第126条第2項の規定に基づき入札参加希望者を登載する競争入札参加資格者名簿について、常に最新の状態で管理するとと

もに、適正な運用を図らなければならない。

(指名停止等)

第5条 市長は、競争入札参加資格者名簿に登載された者について、市長が契約を締結する工事、製造その他についての請負契約、物件の買入れその他の契約の適正な履行を確保するため、必要に応じ、指名停止、指名除外、資格抹消等の措置を講じることができる。

2 前項の措置に係る基準は別に定める。

(一般競争入札の参加資格)

第6条 入札参加者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加することはできないものとする。

(1) 競争入札参加資格者名簿に登載されていない者

(2) 前条の規定による指名停止若しくは指名除外又は法令等に基づく営業停止を財務規則第127条に規定する公告(以下「公告」という。)の日から当該事業の開札の日までの間受けている者

(3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

(4) 当該事業の開札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

(7) 警察当局から、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。)第2条第2項に規定する公共工事をいう。)その他の契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者

2 前項に規定する場合のほか、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を資格要件として定めた場合は、当該資格要件を有する者でなければ入札に参加することはできない。

3 事業の性質又は目的により、入札を適正かつ合理的に行うために特に必要と認めるときは、事業所の所在地、当該契約に係る事業の経験、技術的適性の有無等に関する必要な事項を定めることができる。この場合において、当該資格要件を有する者でなければ入札に参加することができない。

(特定建設工事共同企業体)

第7条 前条の規定にかかわらず、工事の請負契約において市長が認めたときは、特定建設工事共同企業体(市長が発注する特定の工事の施工を目的として

結成され、当該工事の完了及び引渡しにより解散する共同企業体をいう。以下同じ。)による一般競争入札を行うことができる。

- 2 前条に規定する資格要件は、特定建設工事共同企業体の各構成員に適用する。
- 3 第1項の規定により特定建設工事共同企業体による一般競争入札を行う場合において、適正な競争のための環境整備等の観点から、当該工事を単独で確実かつ円滑に施工できる単体の企業があると認められるときは、単体の企業及び特定建設工事共同企業体の入札参加資格をそれぞれ定めた上で、単体の企業及び特定建設工事共同企業体による一般競争入札(以下「混合入札」という。)を行うことができる。

(入札参加資格審査委員会)

第8条 市長は、一般競争入札を行おうとする場合は、佐倉市入札参加資格審査委員会(以下「入札参加資格審査委員会」という。)の意見を聞き、当該一般競争入札に係る資格要件を決定しなければならない。ただし、設計金額が次の各号に掲げる額未満の事業は、この限りではない。

- (1) 工事又は製造の請負 7,000万円
- (2) 財産の買入れ 2,000万円
- (3) 物件の借入れ 2,000万円
- (4) その他(財産の売払い及び物品の貸付けを除く。) 2,000万円

2 市長は、前条に規定する特定建設工事共同企業体による一般競争入札又は混合入札を行おうとする場合は、入札参加資格審査委員会にその適否及び構成員数について、意見を聞かなければならない。

(入札の公告)

第9条 市長は、一般競争入札に係る公告をするときは、佐倉市ホームページ、千葉県電子自治体共同運営協議会が運営するちば電子調達システムその他の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。)により公示しなければならない。

(予定価格書の作成の例外)

第10条 予定価格の公表時期と調査基準価格又は最低制限価格(以下「調査基準価格等」という。)の公表時期が異なる場合は、予定価格に係る予定価格書と調査基準価格等に係る予定価格書とを別に作成する。ただし、財務規則第129条第2項の規定により調査基準価格等の額に代え、その算定方法を定めることとした場合は、予定価格に係る予定価格書に調査基準価格等の算定方法を記載するものとする。

2 財務規則第130条ただし書の市長が特に認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格を開札日時の前に公表する事業の場合

(2) 契約の内容が工事又は製造の請負である場合

- 3 前項第1号に規定する場合は、作成した予定価格書について、封筒に入れて封印することを要しない。
- 4 第2項第2号に規定する場合は、当該契約に係る執行伺の起案の複写の作成をもって予定価格書の作成に代える。この場合において、予定価格は設計金額とする。

(予定価格書の保管)

第11条 予定価格書は、予定価格の公表日前日までに作成し、事業担当課の長（議会事務局においては次長、その他の補助組織においては局長をいう。以下「事業担当課長」という。）が契約担当課長に提出する。

- 2 契約担当課長は、予定価格書が契約担当課の職員以外の目に触れないよう、適切に保管しなければならない。

(事業説明等)

第12条 事業担当課の職員は、入札参加者が公告期間内に適正な積算等を行えるよう、事業内容等を説明し、又は提示しなければならない。

- 2 前項に規定する事業内容等の説明又は提示については、契約担当課の職員が事業担当課の職員に代わり行うことができるものとする。
- 3 事業担当課の職員は、入札参加者から事業内容等に関する質問を受けた場合には、その回答を行わなければならない。

(一般競争入札の方法)

第13条 一般競争入札の方法は、電子入札とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、公告において郵送による入札書の提出を公示した場合は、郵送された入札書による入札（以下「郵便入札」という。）とすることができる。
- 3 電子入札及び郵便入札の方法については、別に定める。

(一般競争入札の取止め等)

第14条 市長は、談合等不正行為の情報を受け佐倉市談合情報対応委員会により入札執行すべきでないとの判断がされたときは、当該入札の執行を取り止めるものとする。

- 2 市長は、入札者（入札参加者であって、入札参加資格を有し、かつ、入札を辞退し、又は入札を行わなかった者以外の者をいう。以下同じ。）がいないとき、災害その他特別な事由があるときは、当該入札を取り止め、又は執行を延期することができる。
- 3 前2項の規定により入札を取り止めた場合は、当該事業について、再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。
- 4 第1項の規定により入札を取り止めた場合は、取止めとなった入札の入札参加者を再度の一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に参加させることはできない。

5 第2項の規定により入札の執行を延期した場合は、必要に応じ入札参加者の追加募集を行うことができる。

(無効となる入札)

第15条 財務規則第133条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 年間委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (2) 必要事項を欠く入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (4) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (5) 予定価格に110分の100を乗じて得た額を超える入札。ただし、消費税及び地方消費税の額を含まない予定価格による入札の場合にあっては、予定価格を超える入札
- (6) 入札書の金額が0円の入札
- (7) 最低制限価格の設定がある事業にあっては、最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る入札
- (8) 低入札調査基準価格の設定がある事業において、失格基準価格の設定がある事業にあっては、失格基準価格に110分の100を乗じて得た額を下回る入札
- (9) 公告で入札金額内訳書の提出を定めた場合において、入札金額内訳書の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (10) 前号の場合において、入札の金額と入札金額内訳書の合計金額が大幅に異なる入札
- (11) 公告で入札金額付表の提出を定めた単価契約等の場合において、入札金額付表の提出のない入札又は入札金額付表に重大かつ明白な不備がある入札
- (12) 前号の場合において、入札の金額と入札金額付表の合計金額が大幅に異なる入札
- (13) 総合評価一般競争入札による場合において、定められた期日までに技術審査資料の提出がない者がした入札
- (14) 総合評価一般競争入札による場合において、技術評価点が0点未満の者がした入札
- (15) 電子入札において、電子認証書を不正に使用した入札
- (16) 郵便入札において、簡易書留その他の配達記録が残る郵便以外の方法でした入札
- (17) 郵便入札において、入札書が開札日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (18) その他入札条件に違反した入札
(開札の方法)

第16条 開札は、契約担当課長又は契約担当課長に命ぜられた職員（以下「入札執行者」という。）が行う。

2 入札執行者は、開札に当たって、入札者の名称及び入札金額を読み上げなければならない。

3 事業担当課長又は事業担当課長に命ぜられた職員は、原則として、担当する事業の開札執行に立ち会うものとする。

4 電子入札による開札においては、入札者又は当該入札に関係のない職員の立会いを求めないものとする。ただし、電子認証書の更新その他の理由により市が紙の入札書で入札に参加することを認めた入札者がいる場合は、この限りでない。

5 開札は、公開とする。ただし、聴衆人の数は、制限できるものとし、聴衆人の選任は、現に、開札場所に留まっている者から到着順とする。

（入札金額が同額の場合の落札者の決定）

第17条 入札執行者は、電子入札による開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、電子くじにより落札者を決定する。

2 入札執行者は、郵便入札において、開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、日時場所を指定し、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

（最低価格者以外の者を落札者とする場合の特例）

第18条 入札執行者は、調査基準価格を設けた場合において、最低の価格をもってした入札者の入札金額が調査基準価格を下回る場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行が可能であることを調査した後に落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者の入札金額によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、他の入札者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 入札執行者は、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

3 入札執行者は、総合評価一般競争入札により入札を行った場合は、価格その他の条件が佐倉市にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者として決定するものとする。ただし、施行令第167条の10の2第5項の規定により、落札者を決定するときに学識経験者に改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かななければならない。

4 総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準の設定等は別に定める。

（入札の不調）

第19条 開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がない場合は、入札を不

調とする。

(指名競争入札の参加資格)

第20条 第6条の規定は、指名競争入札に準用する。この場合において、「財務規則第127条に規定する公告」は、「財務規則第139条第2項の規定による通知」に読み替えるものとする。

2 指名競争入札に参加する者の資格は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることができる。

(1) 建設コンサルタント業にあつては、建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿への登録の有無

(2) 地質調査業にあつては、地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿への登録の有無

(3) 補償コンサルタント業にあつては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿への登録の有無

(4) その他法令等の許可等が必要な事業にあつては、法令等の許可等の有無

(5) 賦課又は徴取者と協議することなく滞納している税金の有無

(6) その他市長が必要と認めた事項

(入札参加者の選定)

第21条 指名競争入札に付する場合の入札参加者の選定基準は、別に定める。

2 入札参加者を選定しようとするときは、入札参加資格審査委員会に諮り、市長の承認を受けなければならない。

3 財務規則第139条第1項ただし書の特別な事情とは、次の各号に定める場合とする。この場合において、指名業者の数は2者以上選択するものとする。

(1) 競争入札参加資格者名簿に登載されている者の数が5者に満たないとき。

(2) その他市長が必要と認めた場合

(入札参加者への通知)

第22条 財務規則第139条第2項の規定による通知は、入札期日前10日までに行わなければならない。ただし、急施を要するものにあつては、入札期日前5日までに行えばよいものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の入札にあつては、通知から入札期日までの日数は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間とする。

(指名競争入札の取止め)

第23条 市長は、談合等不正行為の情報を受け佐倉市談合情報対応委員会により入札執行すべきでないとの判断がされたとき又は入札者が1者のときは、当該入札の執行を取り止めるものとする。

2 市長は、災害その他特別な事由があるときは、当該入札を取り止め、又は執

行を延期することができる。

3 前2項の規定により入札を取り止めた場合は、当該事業について、再度の指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

4 入札取止めが談合等不正行為に起因する場合は、取止めとなった入札の入札参加者を再度の指名競争入札又は随意契約に参加させることはできない。

(一般競争入札の規定の準用)

第24条 第7条、第8条、第10条から第13条まで及び第15条から第19条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。この場合において、「公告」とあるのは「財務規則第139条第2項に定める通知」と、「公告期間」とあるのは「見積期間」と読み替えるものとする。

(見積徴取者の選定)

第25条 随意契約における見積徴取者の選定は、当該事業の内容、予定している見積徴取者の信用性、資力、経営状況及び当該事業に係る法令等に規定する資格等を勘案し、公平かつ公正にこれを選定しなければならない。

(見積書の徴取)

第26条 見積書には、見積金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。)、宛名、自己の名称又は商号(押印を含む。)、事業名称、事業場所及び見積徴取日を明記し、宛名、自己の名称又は商号、事業名称、見積徴取日及び見積書在中の旨を明記した封筒に入れて封印しなければならない。

2 見積徴取を依頼した際に、あらかじめ郵送による見積書の提出を指示したときは、見積書を郵送することをもって、見積書の提出とする。

(見積書徴取の省略)

第27条 財務規則第142条第2項の規定により見積書を徴取しないことができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と随意契約する場合において、市長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(2) 印紙、切手及びハガキその他法令等によって価格の定められている物品を購入するとき等見積書を徴し難いとき。

(3) 当該事業の性質又は内容等により、見積書を徴することが適当でないとき。

2 前項第3号の規定により見積書の省略をする場合は、市が決定する予定価格により協議し、同意書を徴するものとする。

(随意契約に係る予定価格書の作成等)

第28条 随意契約に係る予定価格書は、見積徴取日時までに作成するものとする。

2 事業担当課長は、前項の予定価格書が事業担当課の職員以外の目に触れないよう、適切に保管しなければならない。

(予定価格書の省略)

第29条 財務規則第143条第3号に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 公共の福祉の増進又は危機管理のために、継続して契約する必要のある事業の場合
- (2) 当該事業の目的、性質又は内容等により予定価格書を作成することが適当でない場合
- (3) その他予定価格書の作成の必要がないと市長が認めた場合

2 予定価格書の作成を省略する場合の見積金額との比較価格は、設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（随意契約の相手方の決定）

第30条 2者以上から見積書を徴取する場合において、契約の相手方を決定する場合は、徴取した見積書の価格等を参考に、事業の内容、性質、目的等に適合し、市にとって最も有利になる者を選択しなければならない。

2 契約の相手方を決定する方法は、あらかじめ見積条件に明記しなければならない。

（随意契約の記録）

第31条 事業担当課長は、随意契約により契約を締結したとき、その記録を作成し、契約担当課長に通知するものとする。ただし、財務規則第142条第1項第3号に該当する場合はこの限りではない。

（契約の締結）

第32条 市長は、入札又は随意契約により契約の相手方が決定したときは、速やかに契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止の特例）

第33条 財務規則第157条ただし書きの規定により権利義務の譲渡を認める場合は、当該債権が、第三者による差押又は仮差押を受けていないとともに質権等の権利が設定されておらず、かつ、当該債権が既に譲渡されていない場合であって、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 工事又は製造の請負契約の場合において、債権の譲渡先は、保証事業を行うために財団法人建設業振興基金の債務保証を受けた者であること。
- (2) 売掛債権を譲渡する場合においては、債権譲渡先が、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関及び信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会であること。

（契約不適合責任期間）

第34条 工事又は製造の請負契約の目的物が種類又は品質に関して当該契約の内容に適合しない場合において、その契約不適合責任を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求及び契約の解除を行うことが可

能な期間（以下「契約不適合責任期間」という。）は、当該目的物の引渡しを受けた日から2年とする。ただし、当該契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に定める住宅を新築する工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条第1項及び第2項に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）に係る契約不適合責任期間は、10年とする。

2 工事又は製造の請負契約に係る設計等の委託における契約不適合責任期間は、当該契約の目的物の引渡しを受けた日から2年又は3年とする。

3 前2項の規定は、その契約不適合が、契約相手方の故意又は重大な過失により生じた場合は、適用しない。

（危険負担）

第35条 契約の目的物の引渡し前に生じた損害について、市の責めに帰すべき理由による場合を除き、特に定めがある場合を除くほか、契約の相手方の負担とする。

2 前項の規定は、部分払をした場合において、その対象となる既済部分について生じた損害について準用する。

（契約書の作成を省略した場合の対価の支払い）

第36条 財務規則第146条第4項第2号又は第3号の規定により請書を契約者から徴さない場合は、対価の支払いについては、見積書、納品書又は完了届、請求書により処理することができるものとする。

（事故報告等）

第37条 事業担当課長は、その所管に属する事業において、契約の履行及び事業の施工に関し事故等が発生したとき又は法令等に違反したと認められるときは、速やかに契約担当課長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた契約担当課長は、重要かつ重大な事項については、市長に報告するとともに、関係行政官庁等に通知するものとする。

（入札及び契約の過程における苦情の処理）

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当する苦情の申立てについては、その内容を審議し、当該苦情を申し立てた者に対し、その結果を回答するものとする。

(1) 一般競争入札の入札参加者のうち、当該入札への参加資格がないと認められた者で、資格がないと認められたことに不服があるものがする当該入札への参加資格がないと認めた理由についての説明を求める申立て

(2) 指名競争入札において、当該入札と同一の業種に登録がある者のうち、当該入札に指名されなかった事に対して不服があるものがする当該入札に指名されなかった理由についての説明を求める申立て

(3) 随意契約において、当該契約と同一の業種に登録がある者のうち、当該契

約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものがする当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求める申立て

2 苦情の申立てに関する手続その他必要な事項は、別に定める。

(情報の公表)

第39条 入札契約適正化法第8条及び同法施行令(平成13年政令第34号)第7条の規定等に基づく情報の公表に係る手続等は別に定める。

(補則)

第40条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(佐倉市契約事務取扱要領)

2 この要綱の施行に伴い、佐倉市契約事務取扱要領(平成元年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月1日決裁 佐契第649号）

（施行期日）

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条第2項及び第3項、第10条第2項及び第4項並びに第12条第2項の規定は、令和2年10月1日以後に公告する入札に係るものから適用し、同日前に公告する入札に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日決裁 佐契第1176号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日決裁 佐契第1092号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。